

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>第33条（略）</p> <p>第33条の2 <u>委員長は、大規模な災害の発生、感染症のまん延防止、妊娠、育児又は介護のため、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な委員がいるものと認めるときは、当該委員の申請に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この規則の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>3 オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第134条 <u>議長は、陳情書その他のものでその内容が請願書に適合するものは、これを受理して、議員に配付する。</u></p> <p>第14章 補則</p> <p>第163条の2 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているもの</u></p>	<p>第33条（略）</p> <p>第134条 <u>議会は、陳情書その他のものでその内容が請願書に適合するものは、これを受理して、請願書と同様に処理しなければならない。</u></p> <p>第14章 補則</p>

については、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第8条第4項、第9条、第57条、第81条第2項、第109条第2項、第130条第1項、第131条及び第134条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 第128条第2項の規定による署名を第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名については、第128条第2項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合に

において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第163条の3 この規則の規定（第91条（第90条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に1条を加える改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に受理されている陳情書その他のものでその内容が請願書に適合するものの処理については、なお従前の例による。